

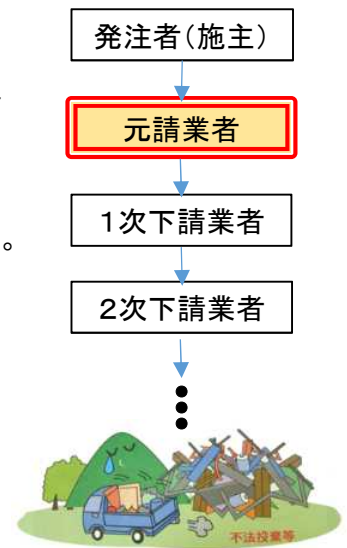
# 建設業者の皆様へ

## 建設廃棄物を適正に処理しましょう！

### 1 建設廃棄物の処理責任は、「元請業者」にあります！

建設廃棄物の排出事業者責任（処理責任）は、元請業者へ一元化されており、**元請業者の責任は重大**です。

- 元請業者が、建設廃棄物の処理（収集運搬、処分）を他人（下請業者含む）に委託する場合は、廃棄物処理業の許可業者に委託しなければなりません。（自ら処理する場合には、処理基準を順守しなければなりません。）
- 下請業者が排出事業者として、廃棄物を自ら運搬、建設現場外での保管、処理委託をすることは、認められていません。
- 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請業者が不法投棄等の不適正な処理を行った場合、実行者だけではなく、元請業者もその責任を負い、廃棄物の撤去等を命じられることがあります。



### 2 「下請業者」が廃棄物を運搬するには、産業廃棄物処理業の許可が必要です！

下請業者は、原則として、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業）の許可を有し、元請業者と委託契約を書面で締結した場合でなければ、廃棄物を運搬することができません。

また、下請業者は、産業廃棄物収集運搬業のうち、積替え保管の許可を有している場合でなければ、建設現場外（許可を得た自社の事業場）で廃棄物の積替え保管も行うことができません。

### 元請業者が確認すべき事項

- 元請業者が自ら運搬・建設現場外で保管する場合、処理基準を守っていますか。
- 下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を有していますか。（建設現場および廃棄物の運搬先が所在する都道府県・政令市の許可が必要です。）  
また、その収集運搬業の許可の内容（許可品目等）は運搬する廃棄物を満たしていますか。
- 元請業者と収集運搬業者、元請業者と処分業者それぞれで、産業廃棄物の委託契約を書面により行っていますか。また、委託契約書は契約終了後、5年間保存していますか。
- 収集運搬業者・処分業者に対して、適正な処理費用を負担していますか。
- マニフェスト（産業廃棄物管理票）を元請業者が自ら交付していますか。
- 返却されたマニフェストで処理状況を確認していますか。
- マニフェストを交付日から5年間保存していますか。

### 【問い合わせ先】

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 電話 (077) 528-3474、3475			
南部環境事務所	電話 (077)567-5456	湖東環境事務所	電話 (0749)27-2255
甲賀環境事務所	電話 (0748)63-6134	湖北環境事務所	電話 (0749)65-6653
東近江環境事務所	電話 (0748)22-7759	高島環境事務所	電話 (0740)22-6066

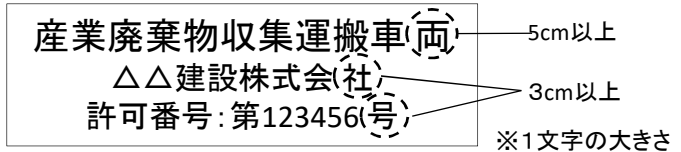
※建設現場が天津市の場合は、天津市へお問い合わせください

# 産業廃棄物の処理基準

## 1 運搬について

元請業者が、建設廃棄物を自社で運搬する(以下、「自ら運搬」という。)場合と、収集運搬業者に運搬を委託する場合のいずれも、以下の基準が適用されます。

- 廃棄物が飛散・流出しないようにすること
- 悪臭、騒音または振動によって生活環境を悪化させないように必要な措置を講ずること
- 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯など)、特別管理産業廃棄物はほかの廃棄物と分けて収集、運搬すること
- 車両の両側面へ以下の表示をすること
  - (1) 産業廃棄物を収集運搬している旨
  - (2) 事業者名
  - (3) 収集運搬業に係る許可番号※自ら運搬の場合、(3)の表示は不要
- 以下の書類を車両に携行すること
  - (1) マニフェスト(自ら運搬の場合はマニフェストに代わる必要事項を記載した書類でも可)
  - (2) 許可証の写し(自ら運搬の場合は携行不要)
  - (3) 特別管理産業廃棄物を運搬する場合には、取り扱う際に注意すべき事項を記した書類



## 2 保管について

廃棄物を建設現場で保管する場合、以下の基準が適用されます。

- 周囲に囲いを設けること
- 産業廃棄物の保管場所である旨の表示をすること
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発生を防止すること
- ねずみ、蚊、はえ、その他害虫の発生を防止すること
- 屋外において、容器を用いずに保管する場合、最大積み上げ高さを超えないこと
- 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物が混合しないように保管すること

【掲示板の例】 屋外保管の場合

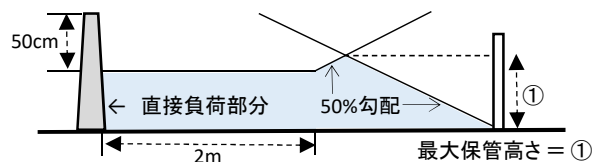
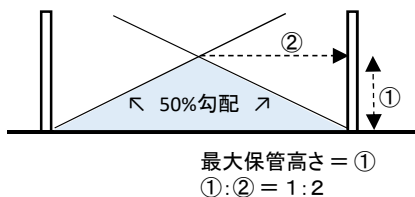
産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	木くず、廃プラスチック類 ガラス・コンクリート・陶磁器くず
管理者の氏名(名称) 連絡先	△△建設(株) 滋賀県大津市〇〇1-2-3 管理課 滋賀太郎 TEL:077-×××-××××
保管上限(㎡) (高さ)	〇〇㎡ 〇m

※60cm×60cm以上の大きさであること

### 【高さの上限の判定例(容器を用いずに保管する場合)】

(1) 廃棄物が囲いに接していない場合

(2) 廃棄物が囲いに接する場合(直接負荷部分のある壁)



※建設現場外で保管する場合には、以下の基準等も適用されます。

- 保管量の上限は、1日当たりの平均的な搬出量の7日分以下とすること
  - 建設廃棄物の保管場所の面積が300㎡以上の場合、事前に知事へ届出を行うこと
- ※非常災害時の保管にあっては、保管をした日から14日以内に届出を行うこと